



ごみ・リサイクル



資源物とごみ

家庭から出るごみ

他 資源循環推進課(クリーンセンター内) TEL 36-1133 FAX 36-5374

- ▶ ごみは、ごみ出しカレンダーをよく確認してから出しましょう。
- ▶ 必ず収集日当日の午前8時30分までに出示しましょう。収集車が回った後に出されたごみは収集しません。
- ▶ 粗大ごみは、ごみステーションに出せません。クリーンセンターに直接持ち込むか、資源循環推進課(クリーンセンター内)へ戸別収集の予約をしてください(87ページ参照)。

ごみの品目と色分け

燃やせるごみ (週2回)

燃やせるごみ専用指定袋を必ず使用してください。
ごみ処理手数料を賦課しています。

燃やせないごみ (月2回)

燃やせないごみ専用指定袋を必ず使用してください。
ごみ処理手数料を賦課しています。

びん・かん・ペットボトル (週1回)

びん・かん・ペットボトル専用指定袋を必ず使用してください。

プラスチック資源 (週1回)

プラスチック資源専用指定袋を必ず使用してください。
※容器包装プラスチック専用指定袋も使用できます。

すべての紙類

段ボール、新聞・折り込みチラシ、雑誌(古本)、紙パック、雑紙、紙箱
(月2回 第1・3指定曜日)

それぞれ品目ごとにひもでしばって出してください。

段ボール以外の紙類・衣類

新聞・折り込みチラシ、雑誌(古本)、紙パック、雑紙、紙箱
(月2回 第2・4指定曜日)

紙類:それぞれ品目ごとにひもでしばって出してください。

衣類:70ℓ以内の透明か半透明の袋に入れて出してください。

ごみ出しカレンダーの配布

自治会に加入している方

自治会を通じ、毎年3月中旬頃に配布します。

自治会に未加入の方・紛失などした方

以下の場所で配布しています。

- ▶ 資源循環推進課(クリーンセンター内)
- ▶ 庁内案内コーナー(朝日庁舎)
- ▶ 各地域交流センター

※各地域交流センターでは、周辺地域のごみ出しカレンダーのみ配布しています。

外国人の方はこちら▶

分別方法はこちら▶



ごみは正しく
安全に捨てよう

リチウムイオン電池には発熱・発火の危険性があります!

製品一覧



▼ごみ出しカレンダーの一例



※ごみ出しカレンダーは地区ごとに14通りあります。
 ※資源物とごみの詳しい分別と排出方法は、「資源物とごみの分け方・出し方ガイドブック」をご確認ください。
 ガイドブック配布場所：クリーンセンター・朝日庁舎・各地域交流センター
 市ホームページや市公式LINEアカウントにも掲載しています。

指定ごみ袋できちんと出しましょう！

燃やせるごみ・燃やせないごみ

燃やせるごみ専用指定袋と燃やせないごみ専用指定袋にはごみ処理手数料を賦課しています。

指定ごみ袋の種類	袋の色	文字の色	大きさ	販売価格
燃やせるごみ専用指定袋	半透明(ピンク)	赤色	小袋 (20ℓ相当)	200円 (10枚1組)
			中袋 (30ℓ相当)	300円 (10枚1組)
			大袋 (45ℓ相当)	450円 (10枚1組)
燃やせないごみ専用指定袋	透明	青色	小袋 (20ℓ相当)	200円 (10枚1組)
			中袋 (30ℓ相当)	300円 (10枚1組)
			大袋 (45ℓ相当)	450円 (10枚1組)

※指定ごみ袋の価格は、袋の代金ではなくごみ処理手数料です。

専用指定袋の購入方法

燃やせるごみ専用指定袋と燃やせないごみ専用指定袋は、右のステッカーを掲示している小売店で販売しています。



プラスチック資源、びん・かん・ペットボトル

ごみ出しの際には、プラスチック資源専用指定袋(当面の間、容器包装プラスチック専用指定袋も使用できます)、びん・かん・ペットボトル専用指定袋を使用してください。

指定ごみ袋の種類	袋の色	文字の色	大きさ	販売価格
プラスチック資源専用指定袋 (当面の間、容器包装プラスチック専用指定袋も使用できます)	透明	黄色	中袋 (30ℓ相当)	認定メーカーの自由な流通経路・価格で販売しています。 最寄りの小売店が取り扱っています。
			大袋 (45ℓ相当)	
びん・かん・ペットボトル専用指定袋	透明	緑色	中袋 (30ℓ相当)	
			大袋 (45ℓ相当)	

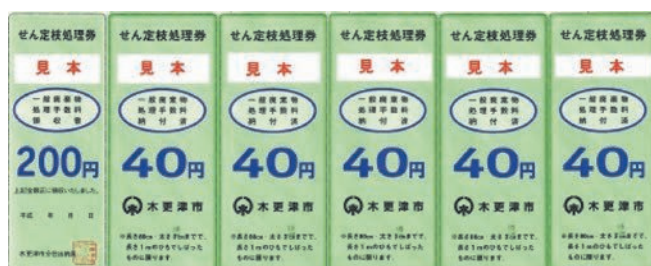
※ごみ処理手数料は賦課していません。

「せん定枝」の排出方法は？

せん定枝は、細かく裁断し、燃やせるごみ専用指定袋に入れて出すほか、袋に入らないせん定枝は、燃やせるごみの収集日に、太さ15cmまで、長さ80cmまでの枝を円周が1m以内の束になるようにひもでしっかりしばって出すこともできます。その場合は「一般廃棄物処理券(せん定枝処理券)」を購入し、せん定枝1束に1枚40円の「一般廃棄物処理券(せん定枝処理券)」をくりつけてください。「一般廃棄物処理券(せん定枝処理券)」が付いていない場合は一切収集しません。

なお、1回のごみ出しにつき1世帯3束まで出せます。

一般廃棄物処理券(せん定枝処理券)



※販売価格は、1枚40円の券が5枚1組で200円です。

処理券の購入方法

取扱場所

- ▶ 資源循環推進課(クリーンセンター内)
- ▶ 市民活動支援課(朝日庁舎)
- ▶ 各地域交流センター

※販売場所によって取扱時間が異なりますので、ご注意ください。

特に注意していただきたいごみ

全てのごみ共通

- ▶ 指定ごみ袋の口は結び(テープ不可)、中のものが見えるように出す

紙類

- ▶ 段ボールをはじめ、必ず品目ごとにひもでしばる
- ▶ 新聞は、ビニール製の整理袋には入れない

衣類

- ▶ 70ℓ以内の透明か半透明の袋に入れて出す
- ▶ 雨の日や雨が降りそうな日には出さない

プラスチック資源、びん・かん・ペットボトル

- ▶ 汚れを落とし、中身を空にしてから出す
- ▶ びん・かん(食べ物・飲み物が入っていたもの)およびプラスチック資源は、「燃やせないごみ」には分別しない

燃やせないごみ

- ▶ ガスボンベ・スプレー缶などは、穴を開けてガスを抜いてから出す
- ▶ 乾電池は、「燃やせないごみ」の日に、指定ごみ袋に入れて出す(小型充電式電池などの袋には入れない)
- ▶ 割れ物類・刃物や鋭利なものは、布や新聞紙に包んで外から見えるように「刃物・キケン」などと表示する(包んだものがわかるように記載)
- ▶ 金属製のタイヤチェーンは、ごみステーションに出さない

燃やせないごみ(小型充電式電池など)

対象品目

- リチウムイオンバッテリー・モバイルバッテリー・携帯電話・タブレット型情報端末・電子タバコ など
- ▶ 電池切れまで使用し、容量を空にする
- ▶ 可能な限り電池をはずし、セロハンテープなどを＋極・－極に貼り、絶縁する
- ▶ 透明な袋に入れて、ごみステーションの端の見える場所に置く(水に濡れるとショートして火災の原因となる場合があるため、雨の日や雨が降りそうな日には出さない)

粗大ごみの出し方

他 資源循環推進課(クリーンセンター内)

TEL 36-1133 FAX 36-5374

粗大ごみの出し方(戸別収集の予約)

- ① 資源循環推進課(クリーンセンター内)へ電話して、収集日・ごみ処理手数料・出す場所などを確認します。
- ② 粗大ごみ処理券を取扱場所で購入します。
※粗大ごみは1点当たり800円、1回につき6点まで収集します。
※収集時に在宅の場合は、その場で現金での支払いもできます。
※粗大ごみ処理券の領収証は収集が終わるまでお持ちください。
- ③ 粗大ごみ処理券に氏名・収集日を記載し、見やすい場所に貼ります。
- ④ 粗大ごみを収集日の午前8時30分までに、指定した場所へ出してください(不在でも可)。
※家の中までは収集に伺いません。

受付時間

- ▶ 月～金曜日 午前8時30分～午後5時15分
- ▶ 土曜日 午前8時30分～午後0時30分
(日曜日、祝日、年始(1月1日～3日)を除く)

予約は収集日の2営業日前までに

地域により収集する曜日が決まっています。ごみ出しカレンダーでご確認ください。

処理券の購入方法

取扱場所

- ▶ 資源循環推進課(クリーンセンター内)
- ▶ 市民活動支援課(朝日庁舎)
- ▶ 各地域交流センター

販売場所によって取扱時間が異なりますので、ご注意ください。

〈 広告 〉

◆ 資源再生総合企業 ◆

株式会社 佐久間

木更津リサイクルセンター

地域密着型リサイクル企業として、
これまでも、これからも自然豊かな
まちづくりに貢献していきます。

一般廃棄物処理施設設置許可 24-3
一般廃棄物処分業許可 木更津市指令

木更津市潮浜2-6-9
TEL 0438-36-7745



有限会社 長 田

産業廃棄物収集運搬許可 125702号



- 非鉄・古紙回収(古物商許可)
- 事業所ゴミ・家庭ゴミ
- 引越ゴミ(可燃・不燃・粗大・廃家電)
- 産業廃棄物収集運搬
- 特別管理産業廃棄物収集運搬
(コンテナ設置OK)

八幡台1丁目3-7
TEL 36-1004 (車庫 TEL 97-7300)
FAX 53-7282 (FAX 97-7301)

車両買取り・下取り・廃車処分
修理・整備・メンテナンス・レンタル



since 1946

BIKE SERVICE KISARAZU

バイクサービス木更津

☎ 0438-36-8418

営業時間: 9:30 ~ 18:30
定休日: 月曜・火曜

古物自動車商: 第 441280001056 号
関東運輸局二輪証: 第 3-3784

木更津市桜井新町 1-6-4



クリーンセンターへごみを自分で持ち込む場合

他 資源循環推進課(クリーンセンター内)
TEL 36-1133 FAX 36-5374

受入時間

一般家庭からでるごみ

- ▶ 月～金曜日 午前9時～午後4時
- ▶ 土曜日 午前9時～11時
(日曜日、祝日、年始(1月1日～3日)を除く)

事業所(商店・飲食店・事業所など)から出るごみ

- ▶ 月～金曜日 午前9時～正午・午後1時～4時
(土・日曜日、祝日、年始(1月1日～3日)を除く)

ごみを持ち込む場合は平日・土曜日問わず事前予約が必要です！

持ち込む日の2営業日前までに予約してください。
予約がない場合は受け入れできません。

- ▶ WEB予約(原則)
市公式LINEアカウントまたは市ホームページ内「ごみ自己搬入予約フォーム」から予約
- ▶ WEB予約が難しい方
インターネット環境がない場合などは、クリーンセンター(TEL 36-1133)へご相談ください。

注意

予約は持ち込む回数ごとに1回必要です(1回の予約で1回のみ搬入可)。

- ▶ 持ち込むごみの種類・量を正確に入力してください。
- ▶ 予約枠には上限があります(混雑を防ぎ、待ち時間を短縮するため)。
- ▶ 予約時間に遅れると、受け入れできない場合があります。

持ち込み時のルール

共通事項

- ▶ 市内で発生したごみに限ります。
- ▶ ごみ排出場所の確認のため、本人確認書類(免許証など)の提示をお願いしています。
- ▶ 荷降ろしはご自身で行っていただきます。車から荷物を降ろせる方と一緒にお願いします。

分別について

- ▶ 「燃やせるごみ」「燃やせないごみ」「粗大ごみ」など、品目ごとに分別してから持ち込んでください。
- ▶ 枝など長さ・太さなどの規定があるものを持ち込む場合は、規定に沿って持ち込んでください。
- ▶ 袋に入れる場合は、中身が確認できる透明袋(90L以内)を使用してください。

ごみ処理手数料

家庭系ごみ

- ▶ 20kgまで:200円、以降10kg超えるごと:65円加算

事業系ごみ

- ▶ 一般廃棄物
20kgまで:300円、以降10kg超えるごと:90円加算
- ▶ 産業廃棄物
20kgごと:500円(1日500kgまで)
※一部の産業廃棄物のみ受け入れます。

その他の処理

他 資源循環推進課(クリーンセンター内)
TEL 36-1133 FAX 36-5374

動物(犬・猫などの小動物)の死体処理

遺骨の持ち帰りはできません。

- ◎クリーンセンターへ自分で持ち込む場合
1体につき1,000円の処理手数料がかかります。

受入時間

- ▶ 月～金曜日 午前9時～午後4時
- ▶ 土曜日 午前9時～11時
(日曜日、祝日、年始(1月1日～3日)を除く)

- ◎資源循環推進課(クリーンセンター内)に収集を依頼する場合

1体につき2,000円の処理手数料がかかります。

※飼い主の分からない野良犬や野良猫などの場合は処理手数料はかかりません。

道路側溝の泥の処理

- ▶ 道路側溝の泥を入れた土のう袋は、清掃した側溝の脇に置いてください。
- ▶ ごみステーションには出せません。
土木課(TEL 23-8346)に収集を依頼してください。

市では収集・受け入れしないもの

各リサイクル制度対象品

エアコン・テレビ・冷蔵庫・冷凍庫・洗濯機・衣類乾燥機(詳しくは90ページをご確認ください)

適正処理困難物(危険物・建築廃材など)

- ▶ 自然発生のもの
石・砂・砂利・土・灰 など
※商品として売られているものを含む。
- ▶ 硬いもの・大きいもの
石膏ボード・外壁材・屋根材・コンクリート製品・自動車および二輪車(部品含む)・ホイール・タイル・瓦・レンガ・アスファルト・浴槽・給湯器・ソーラーパネル・ボーリングの球・FRP製品・耐火金庫・サーフボード・農林漁業用機械 など
- ▶ 液体状のもの
オイル・廃油(食用以外)・ガソリン・灯油・ペンキ など
- ▶ 有害・有毒なもの、危険なもの
水銀を使用したもの(体温計など)・劇薬・農薬・自動車および二輪車用バッテリー など

▶ その他

消火器・タイヤ など

購入店・取扱店・木更津市一般廃棄物収集運搬許可業者または処理業者などに依頼してください。

詳しくはお問い合わせください。

木更津市一般廃棄物収集運搬許可業者

他 資源循環推進課(クリーンセンター内)

TEL 36-1133 FAX 36-5374

事業系ごみ(商店・飲食店・事業所など事業活動に伴うごみ)、家電リサイクル法対象品(エアコン・テレビ・冷蔵庫・冷凍庫・洗濯機・衣類乾燥機)、引越しなどで出る多量ごみの収集・運搬を行います。

事業所名	住所	電話番号
(有)木更津清掃社	中野143	40-1111
(有)長田	八幡台1-3-7	36-1004
(有)栗原商店	高砂1-9-26	41-2558
(株)共進社	岩根4-9-19	41-6255
(有)丸三清運	戸国421	53-2277
(有)グリーン	ほたる野4-10-20	71-5005
(有)大丸運輸	潮浜2-1-31	37-0303
(有)アスカ (ほたる野地区のみ)	ほたる野3-6-11	98-5118
(株)金田臨海総合 (金田地区のみ)	瓜倉985	41-1728

料金など詳しくは、事業者へ直接お問い合わせください。

ごみステーションの設置・変更

他 資源循環推進課(クリーンセンター内)

TEL 36-1133 FAX 36-5374

ごみステーションは、利用者(集合住宅の場合は所有者または管理者)の責任で管理していただいています。新設・移動の場合、他の利用者などにご相談のうえ、候補地

が決定したら「ごみステーション設置等届出書」を資源循環推進課へ提出してください。必要に応じ現地確認を行い、収集効率や安全性などから適否を判断します。

※令和8年6月から届出書の様式を変更したのでご注意ください。

※届出書は使用開始希望日の10日前までに提出してください。

ごみ減量助成制度

他 資源循環推進課(クリーンセンター内)

TEL 36-1133 FAX 36-5374

資源ごみ回収推進助成金

町内会・子ども会・シニアクラブ・PTAなどが資源ごみを回収し、市の登録業者に渡す(積み込む)までの作業に対し、助成金を交付しています。あらかじめ届け出をして、団体を登録してください。

助成額 3円/kg

また、市の登録業者が資源ごみの引き取りをする際、助成金とは別に、買取代金を支払います。

生ごみ肥料化容器購入設置助成金

購入費用の一部を助成しています。この助成を受けるためには、指定販売店で容器を購入する必要があり、市税の滞納がないことなど、交付要件があります。

▶ 助成額は購入額(消費税などを除く)の2分の1で1容器につき6,000円を限度

▶ 助成金は、1世帯につきコンポスト容器は2容器まで、密閉容器は3容器まで助成(同居世帯は同一世帯となります)

家庭用生ごみ処理機購入設置助成金

購入費用の一部を助成しています。交付要件は生ごみ肥料化容器購入設置助成金の交付要件と同じです。

▶ 助成額は購入額(消費税などを除く)の2分の1で25,000円を限度

▶ 助成金は、1世帯につき1基まで助成(同居世帯は同一世帯となります)

〈 広告 〉

株式会社 共進社

引越しのゴミ 事業系のゴミ
一般廃棄物・産業廃棄物 収集運搬業

見積り無料



木更津市岩根4-9-19
TEL 0438-41-6255
FAX 0438-41-1425

一般・産業廃棄物110番!

大小問わずご相談下さい
スーパー・工場・飲食店・企業

(有)栗原商店

木更津市高砂1-9-26

☎ (0438) 41-2558
☎ (0438) 41-8398
FAX (0438) 41-1071

リサイクル

リサイクル

他 資源循環推進課(クリーンセンター内)

TEL 36-1133 FAX 36-5374

ごみの減量化・再資源化に取り組みましょう。

皆さん一人一人の工夫や心掛けで、減量化・再資源化につながります。

リサイクルへのご協力をお願いします。

家電リサイクル法対象品のリサイクル (市では収集・受け入れしません)

家電リサイクル対象機器(エアコン・テレビ・冷蔵庫・冷凍庫・洗濯機・衣類乾燥機)は家電リサイクル法により、消費者にリサイクル料金・収集運搬料金の負担が義務付けられています。

- ▶ 買い替えの場合は、お店に引き取ってもらう
- ▶ 購入したお店に引き取ってもらう
- ▶ 木更津市一般廃棄物収集運搬許可業者に依頼する
- ▶ 指定引取場所へ自分で持ち込む

※指定引取場所へ持ち込む際は、リサイクル券が必要です。
事前に各郵便局で購入してください。

家電リサイクル対象機器の指定引取場所

施設名	所在地	電話番号
房州物流(株) 木更津営業所	潮見5-18	36-1814



房州物流(株)
木更津営業所

小型家電のリサイクル

家庭で使用済みとなった小型家電の無料回収を行っています。

受入場所

クリーンセンター・朝日庁舎・各地域交流センター・市民活動支援センター

受入時間

各施設の開館時間内

受け入れできるもの

回収ボックス投入口(15cm×30cm)から入れることができるパソコン・ワープロ・電話機・ファクシミリ・デジタルカメラ・音響機器・電卓・補助装置(ハードディスク・USBメモリー・メモリーカードなど)

家庭系パソコンのリサイクル

家庭で使用し不要になったパソコンは、上記の小型家電のリサイクルの方法で排出するか、製造メーカーが設置する受付窓口で回収の申し込みをしてください。受付窓口については、各社ホームページまたは(一社)パソコン3R推進協会ホームページ(HP <https://www.pc3r.jp/>)をご確認ください。

なお、申し込みの際に、回収再資源化料金を支払うことが必要です(PCリサイクルマークが貼られているパソコンは回収再資源化料金を支払う必要はありません)。

家庭廃食油のリサイクル

回収できる油

- ▶ サラダ油・ごま油・ラード・オリーブオイルなど家庭から出る廃食油

※未開封で賞味期限が切れていても回収します。

※天かすなどが混入していても回収します。

回収できない油

- ▶ 灯油やエンジンオイルなど食用以外の油
- ▶ 飲食店などの事業所から出た油

油の出し方

油を冷まし、ペットボトルなどに入れて漏れないようにキャップをしっかりと閉めてから、回収ボックスに出してください。また、未開封のものは、そのまま出してください。

回収場所

- ▶ アピタ木更津店、ベイシア木更津金田店、尾張屋木更津店・岩根店
- ▶ クリーンセンター
- ▶ 各地域交流センター(中央・富岡・文京を除く)
- ▶ 市民活動支援センター



上下水道・住宅・生活環境



水道・下水道

水道使用開始・中止等の申し込み

他 かずさ水道広域連合企業団木更津営業所
TEL 23-0741

営業時間

月～土曜日(日曜日、祝日、年末年始を除く)
午前8時30分～午後5時15分

使用開始の手続き

開始日の3日前までに水栓番号・使用開始日(開栓日)・使用開始する場所(住所)・使用の方(使用者名)をご連絡ください。使用開始に伴い開栓手数料550円(税込)がかかります。

使用中止の手続き

中止日の3日前までに水栓番号・使用中止日(閉栓日)・使用中止する場所(住所)・氏名・転居先住所・精算方法をご連絡ください。使用中止に伴い閉栓手数料550円(税込)がかかります。

インターネットでの受け付け

水道の開閉栓などの手続きについては、インターネットからも受け付けしています。詳しくは、かずさ水道広域連合企業団のホームページをご確認ください。

支払い方法

口座振替

各金融機関などの窓口で手続きを行ってください。口座振替日は検針月の末日です。
※末日が土・日曜日、祝日、年末年始の場合は、その翌営業日が口座振替日となります。

納入通知書払い

検針した月の20日頃に納入通知書(請求書)を郵送します。かずさ水道広域連合企業団の4市各営業所窓口または納入通知書の裏面に記載の金融機関などの窓口、コンビニエンスストアでお支払いください。また、スマートフォンアプリでの電子決済もご利用になれます。詳しくは、かずさ水道広域連合企業団のホームページをご確認ください。納入期限は検針月の末日です。
※末日が土・日曜日、祝日、年末年始の場合は、その翌営業日が納入期限となります。

使用者の変更手続きについて

水道の使用者の名義が変わるときは、名義変更の手続きが必要となりますので、ご連絡ください。

所有者の変更手続きについて

水道の所有者の名義が変わるときは、名義変更の手続きが必要となりますので、ご連絡ください。

HP <https://www.kazusa-kouiki.jp/>

漏水しているとき

他 かずさ水道広域連合企業団 TEL 23-0743

道路などからの漏水

かずさ水道広域連合企業団施設管理課へご連絡ください。

メーターから家の中までの漏水

指定給水装置工事事業者へご相談ください。指定給水装置工事事業者について詳しくは、かずさ水道広域連合企業団のホームページをご確認ください。
※修理や工事の費用は自己負担となります。

〈広告〉

優秀な技術と
真心のサービス
〈さく井工事〉

◆各種ポンプ・給排水設備工事◆
◆千葉県及び各市水道指定工事店◆

(有)高品ポンプ店
TAKASHINA

☎(0438) 22-2849
FAX (0438) 23-5477
木更津市長須賀1742-1

水道・下水道指定工事業者
給排水工事・衛生設備工事
さく井工事・各種ポンプ工事

株式会社 小倉鑿井工業所
さくせい

☎ 0438-36-4027
(FAX) 0438-36-4030
木更津市桜井805

豊かな地域社会を求めて

光管工株式会社
H.K.R.

ガス・水道管工事・給排水設備工事
一般土木・舗装工事

千葉県水 千葉市 木更津市 袖ヶ浦市
君津市 市原市 上下水道指定工事店

光・管工株式会社
木更津市本郷1-6-14
TEL.0438-41-3411
FAX.0438-41-3271

※指定給水装置工事事業者により修理内容、費用が異なるため、複数社へご相談ください。

休日・夜間緊急漏水時

かずさ水道広域連合企業団へご連絡ください。
※状況により修理や工事の費用は自己負担となります。

下水道ができると

他 下水道推進室(下水処理場内) TEL 36-2700
FAX 36-2742

公共下水道が整備されている区域内の家屋の所有者は、公共汚水桝に排水設備を接続していただきます。

※下水道への新規接続および排水設備の改造には、申請が必要です。

※排水設備の工事は、木更津市下水道排水設備指定工事店でしか工事できませんので注意してください。下水道排水設備指定工事店について詳しくは市ホームページをご確認ください。

排水設備工事に伴う助成制度

他 下水道推進室(下水処理場内) TEL 36-2700
FAX 36-2742

下水道を使用するための排水設備工事をする方に対する助成を行います。

補助金

下水道が整備されてから3年以内に排水設備工事を完了する場合、補助します。

貸付金

排水設備工事を行うための資金を無利子で貸し付けます。

種類	助成の内容	金額
補助金	浄化槽(合併・単独)の切替工事	1万5千円
	くみ取り便所水洗化工事	3万円
貸付金	排水設備工事事業	40万円を限度

※助成制度を受ける場合は、市税・下水道受益者負担金・下水道使用料の滞納のない方が対象となります(新築家屋は対象外)。

下水道事業受益者負担金

他 下水道推進室(下水処理場内) TEL 36-2700
FAX 36-2742

下水道整備による環境の改善、利便性、快適性の向上、土地の利用価値の増進などの著しい利益を受ける方に事業費の一部を負担していただく制度です。

▶負担金は土地の面積に対してかかります(1㎡当たり500円～700円)。

▶負担金の単価は、土地の地目に関わらず同じです。

また、建物が建っていないでも(駐車場や更地であっても)負担金はかかります。

▶下水道管が前面に整備された土地に対し、一度だけ賦課されます。年4回で3年間の12回払いです。

下水道使用料

他 下水道推進室(下水処理場内) TEL 36-2700
FAX 36-2742

下水道を使用する方に管理運営費と資本費の一部を負担していただきます。

▶下水道使用料は2カ月に1度、水道料金に併せて請求します。

▶水道使用水量が下水道使用水量となります。

▶水道水のほかに井戸水をご利用の場合は、水道使用水量に井戸水使用水量を加算した水量が下水道使用水量になります。

〈広告〉

房総の美しい海や川を未来へ

Clean & Amenity

WHITE

株式会社 ホワイト

浄化槽の保守点検と清掃(木更津市許可業者)／合併浄化槽新設工事／下水道接続工事(浄化槽廃止工事)／パイプ、トイレ等の詰まり直し／水周りのリフォーム、修繕工事／配水管洗浄工事／仮設トイレリース

フリーダイヤル 0120-23-4421

木更津市新田 3-5-15





浄化槽の保守点検と清掃

パイプの詰まり直し

水まわりに関する工事

有限会社 マルニ工業

住宅環境設備・水回りのことなら
ご相談ください

給排水衛生冷暖房設備工事
上下水道工事
土木・造園工事
一般建築設備設計施工
住宅外構工事
(土留、ブロック、フェンス他)

木更津市江川741-1
TEL.0438-97-7775
FAX.0438-97-7776

下水道に関する問い合わせ先

内容	問い合わせ先
下水道への接続に関すること	業務係 TEL 36-2700
排水設備指定工事店に関すること	
下水道使用料・受益者負担金に関すること	
補助金・貸付金に関すること	建設係 TEL 37-9501
下水道の工事計画・工事に関すること	
下水道の詰まりや維持管理に関すること	施設係 TEL 37-9504

下水道の正しい使い方

他 下水道推進室(下水処理場内) TEL 37-9504
FAX 36-2742

- ▶ 水洗トイレは必ずトイレットペーパーを使いましょう。
- ▶ 下水道には、ガソリン、シンナー、石油、アルコール類など揮発性の高い危険物は、絶対に流さないでください。
- ▶ 台所では、野菜くずやご飯の残り、てんぷら油やサラダ油などを流さないでください。
- ▶ 公共桟には、ごみや土砂、木片やビニール類などは捨てないでください。
- ▶ マンホールは、むやみに開けないでください。

住まい

住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金

他 環境政策課(クリーンセンター内)
TEL 36-1442 FAX 36-5374

地球温暖化対策の一環として住宅の脱炭素化を推進するため、次の補助対象設備を設置する方に対し、購入費の一部を補助します。対象となる設備の多くは停電時に電力を確保できるなど、災害時の備えとしても有効です。

補助対象設備

- ▶ 家庭用燃料電池システム(エネファーム)
- ▶ 定置用リチウムイオン蓄電システム
- ▶ 窓の断熱改修
- ▶ 電気自動車
- ▶ プラグインハイブリッド自動車
- ▶ V2H充放電設備
- ▶ 集合住宅用充電設備

補助対象者

市税の滞納がなく、市内の自宅に補助対象設備を設置する方が対象です。

申請は必ず工事の開始前に行ってください。また、工事が完了した際には、期限までに工事完了報告書を提出していただきます。補助金額や申請方法など年度によって異なる場合がありますので、詳しくは、市ホームページをご覧ください。お問い合わせください。

合併処理浄化槽設置事業補助金

他 資源循環推進課(クリーンセンター内)
TEL 36-1133 FAX 36-5374

合併処理浄化槽を新規に設置する方および現在利用している単独処理浄化槽・汲取便槽から合併処理浄化槽に付け替える方に補助金を交付します。受け付けは申し込み順で、予算額に達した時点で終了します。

対象者の条件

- ▶ 補助対象施設が設置された建築物に継続的に居住または実績報告書提出時までに居住しようとする方
- ▶ 市税を滞納していない方
- ▶ 浄化槽の設置届審査または建築確認を受けた方
- ▶ 住宅などを借りている場合には、貸主の承諾を得た方

対象地域

市内全域(下水道事業計画区域を除く)

対象建築物

一般住宅・共同住宅・下宿・寄宿舍または店舗等併用住宅(店舗または事業所のみの場合は、対象になりません)

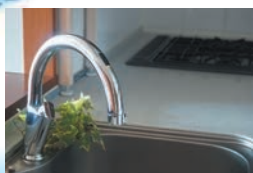
〈広告〉

安心の低価格 地元業者！

水まわりのトラブル おまかせください！



排水のつまり



蛇口の水漏れ



トイレのつまり・水漏れ

年中無休
365日
随時受付

24時間
受付
深夜料金は
頂きません

基本料金
無料
出張費・
見積もり無料

- 上下水道工事全般
- 漏水調査
- トイレつまり
- 水漏れ修理
- 悪臭調査
- 高圧洗浄
- リフォーム工事
- 各種清掃
- 排水のつまり
- 給湯器修理・交換
- ハウスクリーニング

火災保険対応工事

水のトラブルにて家財・建物の一部が損害を受けた場合に「火災保険」の対象になる場合が御座います。まずはご相談下さい。

お電話にて状況をお知らせ下さい。迅速に対応いたします。

0120-34-2610

木更津市中里1-9-25



千葉県企業局指定工事店

フロントライフ

指定給水装置工事事業者 第2357号

空家等対策

朝 住宅課 TEL 23-8599 FAX 22-4736

空家等に関する相談などについてはお問い合わせください。

空家バンク、空家リフォーム助成事業

朝 住宅課 TEL 23-8599 FAX 22-4736

空家バンクは、空家を売却・賃貸したい所有者と購入・賃借したい方を市が橋渡しをする制度です。市ホームページに物件情報を掲載し、お問い合わせに応じて空家の紹介や現地案内などを行います。

空家リフォーム助成事業は、空家の利活用を促進し、良好な生活環境の保全、移住定住の促進や地域コミュニティの維持形成を図るため、空家バンクを通して成約した空家を利活用するリフォームについて、工事費の一部を助成します。

申請方法や交付条件など詳しくは、市ホームページをご覧ください。

空家除却工事補助事業

朝 住宅課 TEL 23-8599 FAX 22-4736

適切に管理されていない空家が市民生活に影響を及ぼしていることに鑑み、市民の生命、身体および財産を保護するとともに、その生活環境の保全を図るため、そのまま放置すれば倒壊など著しく保安上危険となるおそれのある状態にある空家の所有者に対して、除却工事費の一部を助成します。

申請方法や交付条件など詳しくは、市ホームページをご覧ください。

市営住宅

朝 住宅課 TEL 23-8598 FAX 22-4736

市内に5団地(住吉・長須賀・東清・真里谷・江川)、375戸あります。

木造住宅耐震診断助成、耐震改修補助金

朝 建築指導課 TEL 23-8596 FAX 22-4736

震災に強いまちづくりの推進のため、市民の皆さんが住んでいる木造住宅の耐震診断、耐震改修、除却および耐震改修に伴うリフォームに対する助成制度を設けています。条件や申請方法など詳しくは、市ホームページをご覧ください。

がけ地近接危険住宅移転事業

朝 建築指導課 TEL 23-8596 FAX 22-4736

がけ地付近に建築されている住宅を移転する場合、補助金を交付します。

移転事業の対象となる住宅は、次のいずれかの区域に存する既存不適格のものです。

- ①千葉県建築基準法施行条例第4条(がけ条例)で規制される区域
- ②急傾斜地崩壊危険区域
- ③土砂災害特別警戒区域(レッドゾーン)

危険ブロック塀等安全対策事業

朝 建築指導課 TEL 23-8596 FAX 22-4736

震災に強いまちづくりの推進のため、危険なブロック塀などの撤去工事などに対する補助制度を設けています。

補助対象や申請方法など詳しくは、市ホームページをご覧ください。

自転車

市営自転車駐車場(駐輪場)

朝 地域共生推進課 TEL 23-7492 FAX 25-3566

自転車などの放置防止や利用者の利便を図るとともに、駅周辺の環境を整備するため、各駅周辺(105ページ)に自転車駐車場(駐輪場)を設置しています。駐輪場を定期利用(1回利用を除く)するには、利用登録が必要です。

利用方法

1回利用

券売機で1回利用券を購入することで、24時間駐車できます。1回利用券は自転車などの目立つところに付けてください。

料金は、自転車100円、原付/バイク200円です。

定期利用

申請場所

- ▶ 木更津駅各自転車駐車場利用
→ 木更津駅東口第3自転車駐車場管理事務所
- ▶ 岩根駅自転車駐車場利用
→ 岩根駅西口第1自転車駐車場管理事務所

有効期間

当該年度の4月1日(登録シール交付日)～当該年度の3月31日まで

申請に必要なもの

- ☑ ① 駐車料金
 ☑ ② 住所が確認できる本人確認書類など
 ☑ ③ 学生は、学生であることの証明書
 (学生証・合格通知など)

駐車料金	自転車		原付／バイク (125CC以下)
	一般	学生	
市内	2,500円	1,500円	3,500円
市外	3,000円	2,000円	4,000円

※10月1日以降に申請した場合の駐車料金は、上記金額の2分の1の額になります。

駐車料金の免除

次に該当する方は、駐車料金の免除を受けられます。

- ① 生活保護を受けている方
 ② 身体障害者手帳の交付を受けている方
 ③ 療育手帳の交付を受けている方
 ④ 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方

ペット

犬の登録・狂犬病予防注射

他 生活環境課(クリーンセンター内)
 TEL 36-1432 FAX 36-5374

犬の登録

生活環境課で手続きを行い鑑札の交付を受けてください(1頭につき手数料3,000円)。また、転入などにより新たに本市で飼うことになった犬も同様です。鑑札を交換交付します。

狂犬病予防集合注射

毎年4月に市内に会場を設け、予防注射を行っています。また、提携病院でも受けることができます。ただし、提携病院以外では注射を受けると注射済証明証が発行されますので、生活環境課で注射済票交付の手続きを行ってください(1頭につき手数料550円)。

飼い主・所在地の変更

市外からの転入、市内で飼い主が変わったとき、飼い主の住所が変わったとき、犬の所在地が変わったときは生活環境課へご連絡ください。

※市内間での変更に関りオンライン申請でも受付可能です。

犬の死亡

飼い犬が死亡したときは、登録の抹消をしますので生活環境課へご連絡ください。

※オンライン申請でも受付可能です。

火葬場

きみさらず聖苑

他 生活環境課(クリーンセンター内)
 TEL 36-1432 FAX 36-5374

火葬場を利用するには

火葬日時を仮予約し、死亡届の手続き後、本予約してください。火葬当日に、きみさらず聖苑の窓口で「死体(死胎)火葬許可証」を提示し、使用料をお支払いください。

開場時間	午前8時30分～午後5時15分
休場日	友引の日および1月1日～3日
予約・申し込み	専用WEBシステムにて24時間受付 (葬祭業者のみ) ※葬祭業者以外の方は、電話での予約となります TEL 37-3874 FAX 38-3243

使用料

区分	単位	使用料	
		区域内の住民	区域外の住民
大人(16歳以上)	1体	12,000円	70,000円
小人(16歳未満)	1体	0円	35,000円
死胎	1体	0円	35,000円
改葬遺骨	1体	6,000円	35,000円
身体の一部等	1個	6,000円	35,000円
お別れ室	1時間	4,000円	6,000円
霊安室	1日	6,000円	9,000円

①「区域内の住民」は、次に当てはまる者をいいます。

- ▶ 死亡時に木更津市、君津市、富津市または袖ケ浦市(以下、「4市」といいます。)に住所がある者
- ▶ 死胎の父または母が4市に住所がある者
- ▶ 身体の一部を失った者が4市に住所がある者

②「区域外の住民」は「区域内の住民」以外をいいます。

〈 広告 〉

ペットの訪問火葬
 prière プリエール



心からの敬意と思いやりのサービス
 ペット訪問火葬プリエールでは、高品質なペット火葬サービスを提供しております。家族であるペットの最後の旅路に心を込めたお手伝いをさせていただきます。動物葬祭資格を取得したスタッフが、丁寧な対応でご家族様をサポートさせて頂き、ご家族様の気持ちに寄り添い思いやりを持って接しています。ご家族様のご要望に真摯に向き合い、亡きペットが静かに最後の時間を過ごすようご配慮させていただきます。

年中無休 24時間受付 HP
 木更津市請西1-16-6
 ☎ 0438-38-5063



火葬費助成金

きみさらず聖苑の予約が取れないため、同日他市の火葬場を利用した場合、助成金の交付を行っています。
※助成額は、他市火葬場使用料ときみさらず聖苑使用料の差額(限度額48,000円)です。

必要書類

- ☑ ①火葬費助成金交付請求書
- ☑ ②火葬場使用料の領収書の写し
- ☑ ③火葬許可証(埋葬許可証、火葬場使用許可証)の写し
- ☑ ④申請者の印鑑(認印可)

霊園

市営霊園

他 生活環境課(クリーンセンター内)
TEL 36-1432 FAX 36-5374

所在地

〒292-0812 矢那3711

開園時間

3月～10月	午前8時30分～午後6時
春分(秋分)の日とその前後3日間	午前7時～午後6時
8月1日～16日	午前6時～午後7時
11月～翌年2月	午前8時30分～午後4時30分

お盆とお彼岸は、JR木更津駅から市営霊園まで臨時バスを運行します。

休園日

なし

市営霊園の使用許可について

他 生活環境課(クリーンセンター内)
TEL 36-1432 FAX 36-5374

市営霊園の一般墓地の使用申請される方は、次の要件を全て満たしていることが必要です。

- ①本市に2年以上住所を有する方
- ②世帯主または祭祀を主宰する方
- ③焼骨を所持している方

一般墓地の種類・大きさおよび永代使用料・管理手数料

墓地の種類	大きさ	永代使用料	年間の管理手数料
普通墓地	1.5㎡～48㎡	130,000円/㎡	800円/㎡
芝生墓地	3㎡	145,000円/㎡	800円/㎡

芝生墓地について

- ▶普通墓地のように境界がありません。
- ▶埋蔵は、付帯の納骨施設(カロート)を使用します。
- ▶墓碑、香立ておよび花立ての建立となります。これ以外は設置できません。

市営霊園の合葬式墓地の使用申請される方は、①～④の要件をすべて満たしていることが必要です。

- ①本市に2年以上住所を有する方、または生前に本市に2年以上住所を有していた方の焼骨を所持している方
- ②一般墓地を有していない方
- ③埋葬されていない焼骨および死体(胎)火葬許可証がお手元にあり、その焼骨のみの埋蔵を目的とする方
- ④申請者と埋蔵する焼骨の関係が、3親等以内の血族または2親等以内の姻族であること

合葬式墓地の種類および使用料

種類	記名板あり	記名板なし
1体用納骨壇	90,000円	80,000円
2体用納骨壇	180,000円	160,000円

年間の管理手数料は掛かりません。

※一般墓地および合葬式墓地の生前申し込みは、公募になります(10月頃を予定)。

※その他一般墓地および合葬式墓地については、生活環境課にお問い合わせください。

埋葬許可証について

「焼骨を埋蔵するには」

焼骨を墓地や納骨堂に埋蔵(納骨)するには、埋葬(火葬)許可証が必要です。きみさらず聖苑では、火葬後に埋葬(火葬)許可証を交付しています。墓地や納骨堂の管理者に必ず埋葬(火葬)許可証を提出してください。

改葬許可証について

「埋蔵している焼骨を他の墓地に移すには」

墓地や納骨堂に埋蔵(納骨)されている焼骨を他の墓地や納骨堂に移すには、改葬許可証が必要です。改葬許可証の交付を受けるには、現に焼骨が埋蔵(納骨)されている墓地や納骨堂が所在する市区町村へ申請する必要があります。

新しい墓地や納骨堂の管理者に必ず改葬許可証を提出してください。